

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1213

会計年度任用職員の給与等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表)

第2条 フルタイム会計年度任用職員には、別表第1の職務の区分に応じ、同表の給料表を適用する。

2 条例第3条第2項に定めるフルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、前項の規定により適用されるその者の給料表に応じ、別表第2に定める職務の級とする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給の基準)

第3条 条例第3条第3項に規定する人事委員会規則で定める基準は、別表第3の職種及び学歴の区分に応じ、同表に定める初任給とする。

2 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、別表第3に定める学歴と異なる学歴を有する者又は同表に定める職種と同種の職種に在職した年数を有する者の号給については、前項の規定にかかわらず、職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）第6条第2項から第4項までの規定を準用して号給を決定する。ただし、同表の職種の区分に応じ、同表に定める上限号給を超えない号給の範囲とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給に係る特例)

第4条 条例第6条第2項に規定する人事委員会規則で定める者は、任期が6月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間（任命権者がその者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）との合計が6月以上となる者とする。

(1) 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職した期間

(2) 同一の会計年度内において静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号。以下「企業職員給与条例」という。）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号。以下「がんセンター事業職員給与条例」という。）の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間

(3) 同一の会計年度内において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員として在職した期間

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の休暇により勤務しない場合の給与の減額については、次に掲げる休暇の場合は行わない。

(1) 年次有給休暇

(2) 公務による負傷若しくは疾病、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2

項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは疾病の場合、忌引の場合、夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、結婚の場合、生理日において勤務することが著しく困難である場合、妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合並びに妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の特別休暇

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 パートタイム会計年度任用職員に支給する条例第10条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の基本額は、次の各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

- (1) 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和30年静岡県条例第4号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)の規定により手当の額が月額をもって定められているものについては、その手当の額(職員特殊勤務手当条例第13条第1項第1号又は第2号に規定する勤務に係る手当にあっては、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき手当の額)を162.75で除して得た額
- (2) 職員特殊勤務手当条例及び静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和32年静岡県条例第17号。以下「教職員特殊勤務手当条例」という。)の規定により手当の額が日額をもって定められているものについては、一般職常勤職員の例により算出した額
- (3) 職員特殊勤務手当条例及び教職員特殊勤務手当条例の規定による手当のうち前2号に規定する手当以外のものについては、一般職常勤職員の例による額

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第7条 パートタイム会計年度任用職員に支給する条例第10条に規定する時間外勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の基本額は時間額で定める。

2 時間外勤務手当に相当する報酬の基本額は、条例第9条の規定による報酬の基本額に前条第1号の規定による特殊勤務手当に相当する報酬の基本額を加えて得た額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

- (1) 任命権者がその者について定めた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務 100分の100
- (2) 正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、前号の勤務を除く勤務 100分の125
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

3 夜間勤務手当に相当する報酬の基本額は、条例第9条の規定による報酬の基本額に前条第1号の規定による特殊勤務手当に相当する報酬の基本額を加えて得た額に、100分の25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第8条 パートタイム会計年度任用職員に支給する条例第10条に規定する宿日直手当に相当する報酬につい

ては、一般職常勤職員に支給される宿日直手当の額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。）並びに職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。）、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、基準日現在において、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額に、任命権者がその者について定めた1週間当たりの勤務時間を一般職常勤職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給等)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めについては、職員給与条例第20条の2及び第20条の3、教職員給与条例第21条の2及び第21条の3並びに警察職員給与条例第20条の2及び第20条の3の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の退職者の給与)

第11条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに条例第2条に規定する報酬及び期末手当の全額を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに条例第10条に定める特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く条例第2条に規定する報酬の100分の60以内を支給することができる。

3 前項の報酬の額は、当該職員がフルタイム会計年度任用職員であると仮定した場合に支給すべき給料及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を基本額として第13条第1号の規定により算出した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第12条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費

用弁償の額は、職員給与条例第11条第1項及び第2項の規定の例に準じ人事委員会が別に定める。

- 2 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行した場合の費用弁償の額は、静岡県職員の旅費に関する条例（昭和31年静岡県条例第48号）第6条に規定する普通旅費（同条例第2条第1項第3号に規定する出張に係るものに限る。）に相当する額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法）

第13条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、次の各号に定める額の全額を、毎月1回、任命権者が定める日に支給する。

- (1) 条例第9条に定める報酬は、同条の規定による報酬の基本額に、月の初日から末日までの間の当該職員の正規の勤務時間の時間数（人事委員会が別に定める場合以外の勤務しない時間数を除く。）を乗じて得た額
- (2) 条例第10条に定める報酬（次号に規定する報酬を除く。）は、第6条及び第7条の規定による報酬の基本額に、月の初日から末日までの間に当該職員が実際にその勤務に従事した時間数を乗じて得た額
- (3) 第6条第2号に定める特殊勤務手当に相当する報酬及び宿日直手当に相当する報酬は、一般職常勤職員の例により算出した額

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給方法）

第14条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給方法については、職員給与条例第20条第1項、教職員給与条例第21条第1項及び警察職員給与条例第20条第1項の規定を準用する。ただし、支給日は、基準日の属する月の任命権者が定める日とする。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の支給方法）

第15条 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償は、任命権者が定める日に支給する。

- 2 第12条第1項に定める費用弁償の支給方法は、人事委員会が別に定める。
- 3 第12条第2項に定める費用弁償の支給方法は、一般職常勤職員の例による。

（雑則）

第16条 この規則により難い事情があると認められるときは、人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

（実施事項）

第17条 この規則の実施に関し、必要な事項は任命権者が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年3月31日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年静岡県条例第1号。以下「整備条例」という。）第1条の規定による改正前の職員給与条例第25条、整備条例第6条の規定による改正前の教職員給与条例第25条又は整備条例第7条の規定による改正前の警察職員給与条例第24条に規定する臨時職員として任用され、引き続いてパートタイム会計年度任用職員として任用された職員の令和2年6月1日を基準日とする期末手当に関する第9条

の規定の適用については、基準日以前6か月以内の期間において当該臨時職員として在職した期間を会計年度任用職員として在職した期間とする。

- 3 令和2年3月31日において、整備条例第1条の規定による改正前の職員給与条例第25条、整備条例第6条の規定による改正前の教職員給与条例第25条又は整備条例第7条の規定による改正前の警察職員給与条例第24条に規定する非常勤職員として任用され、引き続いてパートタイム会計年度任用職員として任用された職員の令和2年6月1日を基準日とする期末手当に関する第9条の規定の適用については、基準日以前6か月以内の期間において当該非常勤職員として在職した期間を、勤務日及び勤務時間にかかわらず、会計年度任用職員として在職した期間とする。
- 4 令和2年3月31日において、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）に規定する非常勤の特別職の職員として任用され、引き続いてパートタイム会計年度任用職員として任用された職員の令和2年6月1日を基準日とする期末手当に関する第9条の規定の適用については、人事委員会が別に定める。

別表第1 フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表（第2条関係）

職 務	給 料 表
保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び義肢装具士	医療職給料表(2)
保健所等に勤務する保健師及び看護師	医療職給料表(3)
児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する心理判定員、児童指導員、保育士、社会福祉主事、児童自立支援専門員及び児童生活支援員	福祉職給料表
高等学校又は特別支援学校に勤務する養護教諭	高等学校等教育職給料表
小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する養護教諭及び栄養教諭	中学校小学校教育職給料表
上記以外の職員	行政職給料表

別表第2 職務の級（第2条関係）

給料表	職務の級
行政職給料表	1級
医療職給料表(2)	1級 (薬剤師及び獣医師にあつては2級)
医療職給料表(3)	2級
福祉職給料表	1級
高等学校等教育職給料表	1級
中学校小学校教育職給料表	2級

別表第3 号給の基準（第3条関係）

ア 行政職給料表

職 種	学歴	初任給	上限号給
事務補助（定型的・補助的な業務に従事する職員）	高校卒	1級1号給	1級21号給
専門事務（専門的な知識・技術等を要する業務に従事する職員）	大学卒	1級25号給	1級45号給
一般事務（上記以外の職員）	高校卒	1級5号給	1級25号給

イ 医療職給料表(2)

職 種	学歴	初任給	上限号給
歯科衛生士	高校専攻科卒	1級7号給	1級25号給
栄養士、診療エックス線技師、歯科技工士及び衛生検査技師	短大2卒	1級11号給	1級29号給
診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び義肢装具士	短大3卒	1級17号給	1級35号給
薬剤師及び獣医師	大学卒	2級1号給	2級105号給
	大学6卒	2級13号給	2級105号給

ウ 医療職給料表(3)

職 種	学歴	初任給	上限号給
看護師	短大2卒	2級1号給	2級17号給
保健師	短大3卒	2級5号給	2級21号給

エ 福祉職給料表

職 種	学歴	初任給	上限号給
心理判定員、児童指導員、保育士、社会福祉主事、児童自立支援専門員及び児童生活支援員	高校卒	1級1号給	1級17号給

オ 高等学校等教育職給料表

職 種	学歴	初任給	上限号給
養護教諭	短大卒	1級11号給	1級42号給

カ 中学校小学校教育職給料表

職 種	学歴	初任給	上限号給
養護教諭及び栄養教諭	短大卒	2級3号給	2級34号給